

2025年9月12日

各 位

会 社 名	桂川電機株式会社	
代 表 者 名	代表取締役社長	渡邊 正禮
	(コード番号：6416 東証スタンダード市場)	
問 合 せ 先	常務取締役	朝倉 敬一
電 話 番 号	03-3758-0181	

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025年11月を目処に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年9月30日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基 準 日 2025年9月30日（火）
- (2) 公 告 日 2025年9月12日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページ上に掲載いたします）

http://www.kiphq.co.jp/ir_info/ir_info_01.html

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年8月8日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 Lemon（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）において当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に

規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方で、公開買付者は、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、（i）本公開買付けが成立しない場合、又は（ii）本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、上記基準日についても利用しない予定です。

以上